

啓 明

FUJII LAW OFFICE MONTHLY INFORMATION



藤井正大法律事務所

□弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越ビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください（メール配信も可能です）。

No.120 (H31.4.10) 一人暮らしをすることになり、建物を賃借しようとしたところ、保証人を求められましたが、見つかりそうにありません。どうすればいいでしょうか。

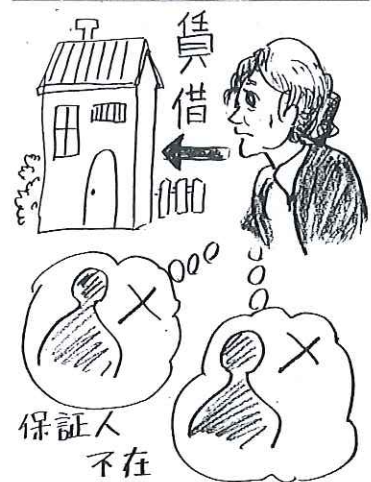
A: 民間の家賃債務保証業者に委託をすることが可能です。業者は国の登録業者から選ぶのが無難です。又、住宅セーフティネット法の登録住宅で、入居者が住宅確保要配慮者（高齢者等）の場合には知事指定の居住支援法人から家賃債務保証が受けられる制度があります。

○ 家賃債務保証業者とは、建物賃貸借契約において賃借人から委託を受け保証料の支払いを受けて連帯保証人になることを業とする業者です。

☆ 平成29年10月25日施行の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する

法律」（住宅セーフティネット法）を受けて、家賃債務保証業者の登録制度が国に創設され、ほぼ昨年からは国交省でその登録事務が開始しました。それまでは家賃債務保証業者に対する規制はなく、その契約で高額の損害金を定めたりするなど様々な問題が生じていました。今般の登録制により業務の適正化がはかれると思います。登録は任意ですので、委託するのであれば登録業者が無難です。

★ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、母子家庭、被災者、低額所得者等）に居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもので、その支援に家賃債務保証も含まれます。指定先は、社団法人、財団法人、社会福祉法人等で現在36都道府県175法人が指定されています（H30.12.27現在）。



（次回の話題）死後、私は、夫が埋葬されている墓ではなく、実家の先祖代々の墓に入りたいと思っています。嫁ぎ先の墓ではなく、実家の墓に入ることはできるでしょうか？

（H31.5.13 予定）